

来賓挨拶

加藤 修一

参議院議員

環境ホルモン・プロジェクトチーム 座長

ただいま紹介いただきました公明党の加藤修一です。本日始まりましたシンポジウムが、NGO、専門家、政府関係者が多数出席の下、人間の安全保障にとって重要な会議として、ここ茨城県つくば市で開催できましたことは、私も強く願っておりましたこともあり、まことにうれしいかぎりです。環境省、茨城県、つくば市、環境ホルモン学会など、関係各位のご尽力に心から感謝申し上げます。

環境ホルモンに関しては、公明党が初めて国会で取り上げさせていただき、環境ホルモン対策に対する4分野23項目からなる緊急提言を発表すると同時に、関連委員会で政府の積極的な対策、予算措置を求めるなど、迅速な対応をしてきました。さらに1998年にダイオキシン汚染対策に関する緊急提言を発表し、公約しましたダイオキシン類対策特別措置法については、公明党の独自案から出発し、1999年7月に全会派一致で成立し、2002年12月においては完全施行されます。環境省が最大限の対応を考えていることから、ストックの問題がまだ残されてはいますが、実効性がさらに高まると期待しているところです。

環境ホルモンを国会で初めて取り上げたことなど、または1992年の環境と開発に関する利用宣言の第15原則の予防的方策については、環境ホルモン対策上、特に関心を持ってきました。さらに関連して1997年、米国マイアミで開催されましたG8環境大臣会合の閣僚宣言では、環境弱者である子どもの環境基準が強調されています。このようなことから公明党は予防原則を大変重要と考え、化学物質安全基本法の必要性、また、従来から国会の委員会、本会議でも、子どもの環境基準の導入などを取り上げて、予防原則を社会の仕組みにと提案をしてきています。また、単なる提案に終わらず、広く署名運動、憲法に基づく請願を行ってきています。

その一端は本年、ここ茨城県において、16万5000名を超える霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究および解明に関する署名を、霞ヶ浦周辺地域を中心に行ったところです。この署名は、ヒメタニシの精巢の萎縮や性器などの異常があり、環境ホルモンなどにも疑いがかかり、霞ヶ浦の水を水道水として利用している数十万人の地域住民に不安が広がりました。これに関しては、請願は参議院の環境委員会において全会派一致で採択となり、環境ホルモン問題の一つの前進を示すことができました。署名に協力していただきました県民の皆さんに、この場を借りて感謝申し上げます。

さらに新潟県においても、環境ホルモン署名運動では50万人を超え、県民4人に1人の署名でした。これらの署名は、我が子が育つ環境に、お母さん方がいかに大きな関心を持っているか、心配しているかの現れです。お母さんに限らず、おばあちゃんやおじいちゃんの、孫に対する強い思いの現れでもあります。この署名は化学物質安全基本法や子ども環境安全確保法の制定などを明記していますが、これは今や地球規模で化学物質の拡散が進んでいること、従来、問題にならないごく微量でも作用すること、生殖抑制の問題、体内の蓄積性や生物濃縮と、影響に時間がかかり、世代を越えることから、因果関係を特定しにくいなどが考えられ、胎児や乳幼児への影響が大変心配されることが理由となっています。このようなことから難しいことですが、予防原則の社会的な仕組みづくりは非常にこれからの時代には重要です。

そのほか環境ホルモンに関しては、予防原則について川口環境大臣への申し入れ、霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査・研究および解明等に関する質問主意書の提出、霞ヶ浦周辺の出生児の性器異常に関する問題提起等についても、環境省に検討を要請したところ、迅速な対応をしていただいています。

今回、茨城県でこのように環境ホルモンシンポジウムの開催に至ったのは、環境ホルモンや霞ヶ浦問題等にとって、まことに意義が大きいといえます。霞ヶ浦コーナーを設置していただくなど、関係各位に重ねて感謝申し上げます。

多くのお母さん方との懇談の中で取り上げられている心配な事柄は、環境ホルモンなどの胎児・乳幼児への影響であり、そのための予防原則です。未来世代である乳幼児や子どもを守ることは、現世代の重要な責務です。これに関連して、今、特に私として取り上げたいものは、軟質塩化ビニール製のおもちゃです。軟質の塩

化ビニールは柔軟性を与えるために、肝臓毒性や生殖毒性のあるフタル酸エステル類など、可塑剤やビスフェノールAなどの安定剤の化学物質が添加されています。

公明党は環境ホルモンに対する政府への要望を行った際に、4分野 23 項目を示し、その中で子どものおもちゃや育児用品など、また、それらの代替製品の開発などについても取り上げてきています。また関連して、シックハウス症候群、化学物質過敏症、アレルギー問題についても対応を進め、アレルギー対策については公明党として、1400 万人を超える署名運動を行い、これらの対策が大きく前進したところです。

この軟質塩化ビニールおもちゃの規制については、環境 NPO など大変熱心に取り組んできております。一方、自治体においても、このおもちゃの規制に関する最近の国内の動きとしては注目に値するわけですが、神奈川県川崎審議会は本年 6 月に全会一致をして、おもちゃの脱塩化ビニールを求める意見書を採択し、また同様に千葉県議会においては、本年 7 月に意見書を可決しております。さらに日本の首都、東京都は本年 11 月に、環境ホルモンなどの化学物質の乳幼児・子どもに与える健康障害を防止するために、厳しい基準、子どもガイドラインなどの策定を行い、代替物質の転換を促すこととしております。2001 年度中にも第 1 号を定めると、明確な方向性を打ち出したところです。

このように乳幼児・子どもへの環境ホルモンなど、化学物質に対する新しい動きがあります。厚生労働省はどうでしょうか。苦慮しながらも、何とか対応したいとの姿勢を示しております。しかし、それは昭和 22 年に作られた食品衛生法の準用、すなわち食品に準じた扱いであり、人用のレベルの企画基準の作成を目指しておりますが、わかりにくさが残ります。したがって、次のような指摘があります。おもちゃに使われるプラスチックの可塑剤は食品衛生法という添加物にはならないこと、飲食物ではもとよりないこと、いうまでもなく軟質塩化ビニールの玩具は乳幼児にとって飲食物ではありません。これではあいまいで、実効性に乏しいことになりかねません。

このおもちゃにかかわるフタル酸エステル類に関しては、すでに 18 か国が法的に規制し、アメリカなど 5 か国が、政府機関による警告や勧告を出しています。日本政府においても、水俣病などの貴重な教訓を最大限に生かし、乳幼児・子ども用の環境基準の作成や軟質塩化ビニールのおもちゃへの使用規制措置について、より意欲的な姿勢を明確にすべきであると思います。また、食の安全にかかわる法律等は、予防原則の視点から見直すことでもあり、さらに今後、育児用品などについても検討していくべきでないかと思えます。

次に PCB やダイオキシンなど、残留性の高い化学物質についてですが、昨年 12 月の第 5 回残留性有機汚染物質の国際会議において、条約案の合意があり、本年、採択されました。これは有害化学物質の製造使用禁止と排出削減を各国に義務づけた、初の国際条約です。対象の 12 種類の化学物質については、すでに日本では法規制の対象の化学物質ですが、迅速に国内対策を準備し、批准を進めるべきであると思います。PCB については PCB 回収処理法により、無害化処理が動きはじめています。また、農薬などの保管等の適切な処理、土壌中の残留場所を特定する努力義務を課すこととなりますが、DDT や除草剤を埋設処理したことがある日本も、対応を迫られています。

先ごろの農水省の調査によれば、1970 年前後に販売中止になった有機塩素系農薬は、判明しただけでも 31 道府県、174 か所、3680 トンも地中に埋設されたままになっています。環境ホルモンの疑いのある農薬もあり、モニタリングあるいは無害化処理を含めて、さらに十分な対策が必要です。我が党もいっそうの関心を持って、対策を進めていきたいと思えます。

今後とも公明党は化学物質安全基本法、土壌汚染浄化法、健康基本法などの法制化、また、環境ホルモンの国際的な規制化、あるいは輸出信用にかかわる国際標準的な環境ガイドラインなどの実現に向けて、積極的に取り組む決意です。2002 年には「リオ+10」地球サミットが開催され、地球環境問題の取組指標である「アジェンダ 21」の包括的な見直しが話し合われます。我が国政府は予防原則についても、将来に向けて積極的に検討すべきです。また、予防原則に関連しますが、ゴルバチョフ等が進めてきました地球憲章を国連で採択できるように、最善の努力を政府にお願いすると同時に、公明党も積極的な取組の決意を表明して、挨拶とさせていただきます。本日は大変にご苦労様です。